

このホームページでは、国連拷問禁止委員会が「第41回 拷問禁止委員会会議」において、中国の人権状況を、条約第19条に基づいて締約国により提出された報告書により審査が行われ、拷問禁止委員会の結論および勧告された報告書を掲載しております。

国連拷問禁止委員会についてですが、拷問禁止委員会、通称CATは国連の人権理事会の中のワーキング・グループの一つで、第41回目の審議は2008年11月3日から21日まででした。

下のリンクを見ていただければスケジュールが分かるように、今回の審議対象になっている7カ国が、それぞれブロックに分けられて審議されていきます。二つ目のリンクは、CATの審議官メンバーリストです。この方々は投票で選ばれた人権の専門家達で、4年間このポストを担当します。

国連拷問禁止委員会スケジュール表

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/cats41.htm>

審議メンバー

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/members.htm>

審議が始まる前には、審議を受ける国はCATの公開する質問状が渡されており、それに応えなければなりません。

NGOは審議にあわせての締め切りまでに、審議国に対する資料を提出することが出来ます。NGOならどこでもいいわけではなく、公的なチェックがあって、場合によっては審議中に資料を提出したNGOが国連に”インバイト”（招待）されて、提出資料に対するプレゼンを行うことがあります。

ICTが提出した中国政府の拷問・虐待の実態に関する報告書は、こちらをお読みください。

<http://www27.atwiki.jp/ictreport/>

11月21日というのは審議最終日で、この日に審議の結果が公表されます。

国家間同士の政治的な内容は秘密に保たれて、一般には公表出来ないことが多いのですが、国連の審議結果は公表することができて、それによって、現在のチベットでどんなことが行われているか（事実認識）、そして、改善に向けての項目を、ベンチマークを作って打ち出していきます。結果は定期的にレビューされ、また、NGOがチベットにおける現状をモニターしていく役割も担います。

今回の審議では、質問状に答えていない、調査をしていないなど、中国の非協力的な態度自体が、審議官により問題視されていました。

是非とも、この報告書をご一読いただき、中国政府のチベット人に対する非人道的な行いの事実を広く認識していただきたいと思います。